

Title	皆川治廣君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1998
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.71, No.7 (1998. 7) ,p.136- 143
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19980728-0136

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

皆川治廣君学位請求論文審査報告

〔論文の概要〕

皆川治廣君が提出した博士学位請求論文「フランスにおけるプライバシー権の保護と限界論研究」の構成は以下の通りである。

序編

第1編 私生活及び家族生活

第1章 私生活保護の歴史的経緯

第2章 プライバシーの権利

第3章 プライバシーと民事的救済

第4章 プライバシーと刑事的救済

小括

第2編 居住地及び通信

第5章 居住地に関する問題

第6章 郵便通信に関する問題

第7章 電話・電気通信に関する問題

終編

資料

まず序編において皆川君は、わが国において従来フラン

スのプライバシー保護の法制度・法理論に関する体系的研究が欠落している点に着目し、フランス特有のプライバシー法制度・法理論がわが国で直接に機能はしないものの、フランス法の研究は、わが国と共通の課題への取組みの先駆性において研究の価値が多大であるとす。その上で、フランスのプライバシー保護を憲法、行政法、民法、刑法等の分野毎の個別検討とともに、相互に関連する有機体として、体系的・包括的視点からの研究を行う必要性を強調する。

皆川君は、(第1編で詳細に検討される)民法、刑法等によるプライバシー保護と共に、ヨーロッパ人権条約八条一段「何人も、私生活及び家族生活、住居及び通信を尊重される権利を有する」に続く二段「この権利の行使に関する公当局による介入は、それが法律によって定められているとき、若しくはそれが民主的社會において、国の安全、国の健全な經濟、秩序の防衛及び刑事犯罪の予防、健康若しくは道徳の保持又は他人の権利の及び自由保障のために必要な措置を行うとき」に前段の権利の制約が可能になるとの規定に着目し、(第2編で詳細に検討される)プライバシーの権利への制約要因としての居住地、郵便通信、電話・電気通信の保護への限界を論じるとする。そして、こ

これらの作業を通じて、プライバシー保護に関するフランスの「伝統的機軸」を鮮明にし、「現在の法現象」を分析し、ひいてはわが国におけるプライバシーの保護法制度の十分さの理由を探究することを本論文の目的に挙げている。

第1編「私生活及び家族生活」の第1章「私生活保護の歴史的経緯」で皆川君は、プライバシー保護が実定法に包摂されてきた経緯として、一八〇四年の民法典、一八一〇年の刑法典、出版に関する一八六八年五月一日の法律を経て、一九七〇年人権強化法(二二条により民法典に「私生活の尊重に関する権利(私生活尊重権)」が、二三条により刑法典に「私生活の侵害に関する罪(私生活侵害罪)」が導入され、このうち出版に関する一八六八年五月一日の法律一条に「私生活 (*vie privée*)」との文言がみられ、一八八一年七月二九日の出版自由法三五条に代表されるように名誉毀損の一環としてプライバシー保護が論じられたという。一九七〇年代には、序編で先述のヨーロッパ人権条約の批准、電算データ保護法たる「情報処理・ファイル・および個人の諸自由に関する一九七八年一月二六日の法律」、情報公開とプライバシー保護との調整を含む「行政と公衆との改善措置、行政、社会及び税務秩序の諸規定に関する一九七八年七月一七日の法律」制定があったとい

う(第1節)。次いで民法典一三八二条、新九条にかかる主としてマスメディアによる私生活上の事項、肖像、氏名等の公表の民事判例を分析する(第2節)。

第2章「プライバシーの権利」で皆川君は、一九七〇年私生活尊重規定(民法典九条)から私生活への外部からの干渉排除権と「一般人の感受性を基準とすれば、公開を欲しないであろうとされる事項」への公開拒絶権を導くこと(第1節)、私生活関連情報の監視・コントロール権を実現するものとして一九七八年一月個人情報保護法及び七月情報公開法の制定によるフランスの個人情報保護制度の確立と(第2節)、私生活尊重規定からの発展形態として婚姻、同性愛の自由が性転換者の権利等を含む「自立的自己決定権」へと理論的展開を指摘しつつ(第3節)、他方、私生活尊重の限界として同意・周知性、公的存在者・有名人・公的事項、虚構性等の存在を指摘し(第4節)、皆川君はフランス法からの示唆として、プライバシーとは「他者から不当に介入されない各人の自立的私生活領域(静穏領域・秘密領域・親密領域)」であり、本質は「他者による監視を受けない状況」ないし「世間から隔離された状況」「パブリックでないこと」にほかならず、自立的私生活領域に関する干渉排除権、その延長上の私生活関連情報の公

開拒絶・監視権として機能する権利と位置づけるべきであると結んでいる(終節)。

第3章「プライバシーと民事的救済」で皆川君は、一九七〇年民法典九条二項を受けて私生活尊重権侵害行為への民事法的救済として、損害賠償、現状回復等の事後救済のほか、差止め、仮処分等の事前救済の可能性を判例に則して検討する(第1・2節)。さらに細かい論点として、本人以外の者による請求(未成年者及び死者)、名誉毀損とプライバシー侵害(民法典九条)との関係についても補足している(第3節)。

第4章「プライバシーと刑事的救済」で皆川君は、私生活圏侵害行為への処罰規定(刑法典旧三六八条、新二二六の一条)に関する判例を概観したのち(第1節)、言葉・肖像の違法録取について上記処罰規定の構成要件のうち、盗聴・盗撮行為、私生活圏・私的場所、装置の使用・同意の欠如、犯罪行為の認識を分析し、さらに新旧法典における処罰内容の比較を行う。ことに法人処罰の点はわが国との著しい相違点と指摘する(第2節)。次いで違法録取物の所持・利用・公表行為への処罰規定(刑法典旧三六九条、新二二六の二条)、モニター・ジュ公表行為(刑法典旧三七〇条、新二二六条の八条)への処罰規定を検討する(第3

節)。その上で、わが国における盗聴行為、盗撮行為への直接的な処罰規定の創設を提言する(終節)。以上の3章を総括して、皆川君は、フランスでは他国に先んじて私生活圏侵害に対する民事的救済が発展し、他方、多くの西欧諸国同様に刑法典に私生活圏侵害に対する制裁規定が設けられており、加えて一九九三年憲法改正案では「私生活と人格の尊厳との尊重を求める権利」が織込まれる等、プライバシー保護の多種多様な展開がみられ、わが国の参考になると指摘する(小括)。

第2編「居住地及び通信」の序論でフランスの警察作用についての背景説明をしたのち、第5章「居住地に関する問題」で皆川君は、①居住地の選択ないし利用の自由と②居住地の不可侵の二側面とフランス法で理解される居住地の保護は、ヨーロッパ人権保護条約八条の保護対象でもあるとし、官公吏による居住地侵害罪(刑法典旧一八四条、新四三二の八条)について、新旧法典の比較(終節)をも含めてその構成要件たる居住地(第1節)、侵害行為者(身分犯)、故意・違法性の認識(第2節)、侵害行為(第3節)、未遂罪の過罰性の有無について判例をまじえて分析する。さらに居住地不可侵の限界として、司法警察機関による介入と行政機関による介入に分けて捜査、家宅搜索

等について分析し、加えて夜間搜索・立入り禁止の刑事訴訟法典旧五九条一項（新法典にも継続）、弁護士・公務員・医師等職業上守秘義務が課せられている者への搜索の際の同業団体の立会い等の秘密保護措置（刑事訴訟法典旧五六条、旧三七八条・新二二六の一三条）を論じる（第4節）。

第6章「郵便通信に関する問題」で皆川君は、官公吏による郵便物の開被及び隠匿を罰する通信侵害罪（刑法典旧一八七条一項、新四三二の九条一項。私人について二項）について、新旧法典の比較（終節）をも含めその構成要件たる保護対象の郵便物（第1節）、侵害行為者（身分犯）、故意、侵害行為（第2節）について判例をまじえて分析する。さらに郵便通信の秘密・自由の限界として、犯罪捜査目的（刑事訴訟法典旧五六、七六条、新法典に継続・等）、郵便行政上の措置（郵便及び電気通信に関する法典三〇、四一、六六条等）、刑務行政等について論じる（第3節）。

第7章「電話・電気通信に関する問題」で皆川君は、フランスでも公的機関による通信傍受に明確な根拠規定もなく、逆に傍受への明確な罰則もなかった（たとえば第4章で論じた私生活圏侵害罪の適用も微妙）（第1節）が、電話傍受がヨーロッパ人権保護条約八条違反との一九九〇年四月のヨーロッパ人権裁判所の判決を契機にした翌月の破

棄院の判例変更（第2節）、さらに一九九一年「電気通信手段によって発せられる通信の秘密に関する法律」制定への経緯を論じた上で、同法二条による司法上の傍受と三条以下の行政上の傍受について、要件（第3節）、手続（第4節）、統制手法（第5節）について検討する。その他電波通信への一般的監視・監督（二〇条）、電気通信事業者への監督や情報提供要求（二二、二三条）、違法な傍受への電気通信侵害罪（二五条による刑法典への創設）等について論じた上で（第6節）、日仏法比較及び立法上の問題点を論じる（終節及び第2編小括）。

終編で本論文のまとめとして皆川君は、プライバシーを論じる今日的意義として、プライバシーの保護が自由主義、民主主義の実現・達成での前提条件であること、技術の進歩によって私生活への侵害の脅威が増大していることを挙げ、フランス型プライバシー保護法制度・理論が革命以来の自由主義思想に根差した民事的救済、刑事的制裁、行政的保護がはかられているし、最近の傍受に対する法制をみても、わが国に極めて有益な示唆を与えるものと結んでいる。

資料編において皆川君は、①新旧刑法典重要条文対照表、②「電気通信手段によって発せられる通信の秘密に関する

一九九一年七月一〇日の法律第九一—六四六号」全訳、③司法上の電話傍受実施件数・行政上の電話傍受申請件数の統計資料を収録する。

【論文への評価】

皆川君は、フランスのプライバシー法制を憲法、行政法、民法、刑法等の各法分野にまたがりしたがって相互に関連性を有するものとして研究対象に設定しているが、この問題設定自体は単にフランスに限らず日本法においても正当なものと考えられる。従来フランス法におけるプライバシー法制の研究は、個別法分野ごとに行われてきたが、皆川君が本論文で試みた憲法、行政法、民法、刑法、刑事訴訟法等の各法分野横断的に考察した問題設定自体と意欲とは、比較法研究として極めて高く評価できるものである。

同時に、このような作業に宿命的につきまとうことであるが、各法分野ごとの正確さ、精密さを維持することはなかなか大変なことであるし、それとともに、各法分野による考え方や評価の微妙な差異をどのように取扱い処理するかということにも気配りが必要である。この点本論文は、公法、通信諸法、民事法、刑事法等のそれぞれの分野に関する文献資料をほぼ網羅的に収集し、極めて法実証主義的に諸状況を記述・整理しており、読者に極めて信頼度の高

い実証研究であるとの印象を与えるものである。したがって、本論文は、総じて横断的研究としてのこれらの問題点を十分意識した上での高いレベルの研究としてとりまとめたと評価できる。

また内容的には、元来プライバシーとても絶対権ではなく、他の人権や国益・公益との衝突場面が当然予想されるが、皆川君はフランス法が立法及び判例の両面においてプライバシー権と国益・公益との調整に積極的であることを正当に重視しこれら状況を探索し、日本法にとつても今後参考になり得る、あるべきプライバシーの保護を模索しようとしている点、好感を持つことができよう。

本論文は皆川君のこれまでの研究論文を大成したものであり、ことに第2編のもとなつた論文は、いずれも先駆的体系的研究として既に学会で高い評価を得たものであるし、資料編②「電気通信手段によって発せられる通信の秘密に関する一九九一年七月一〇日の法律第九一—六四六号」は本邦初の全訳であり資料的価値も大きいと評価される。ことに第7章に関しては、わが国でもいわゆる組織犯罪対策法案が公にされ、電話内容の傍受の許否が目下の最大の関心事になっており、その意味では誠にタイミングの良い研究成果と評価することができる。

このように本論文によってフランスのプライバシー保護法に関する全貌が初めて明らかにされたものである。あわせて、わが国の各論的問題を考える上での比較法的視点においても、極めて質の高い貴重な手引となり得る作品といふことができる。

皆川君がフランスのプライバシー法制を憲法、行政法、民法、刑法等の各法分野横断的に考察した問題設定自体と意欲とは、既述のように高く評価できる。しかしこのような作業に宿命的につきまとうことであるが、分析といっても既に先人が紹介済みの部分も皆無ではないという弱点を抱えていることも否定できない。また、法分野横断的研究とは言え、それらを総括する章が設けられていない(終論は余りに平板に過ぎる)点に不満も残る。以下若干の具体的問題点ないし今後の研究への注文点を指摘しておきたい。

第一に、とかく多義的になりがちな「プライバシー」概念自体の綿密な考察を欠いている点である。そもそもフランス法でありながら「私生活保護」といわずタイトルに英米法的「プライバシー」を持ち出したこと自体、果たして適切だろうか。本論文で用いられる「プライバシー」「私生活及び家族生活」「居住地及び通信」という諸概念の関

係が今一つ明らかではない。また、フランス法における発展を小括して立てた「プライバシー」概念(第2章終節)の内包が、フランス独自のものというよりわが国や英米と共通のものに写ることである。このため、折角の横断的研究が十分に統一的、体系的なまとまりを創り出すまでに至ってはいないように見受けられることである。

第二に、プライバシー侵害への事前救済としての差止めと表現の自由との関係論(第3章終節)はわが国でも重要な実務上・理論上の問題の存するところであり、より詳細されることを読者としては期待しているということである。

第三に、たしかにフランス法では、いわば生活プライバシー保護が伝統的に優勢だったようであるが、今日ではフランスの学説においても、私生活保護には「静穏」保全と「秘密」保護との二面があると指摘されており、いわゆる情報プライバシーにかかわる一九七八年個人情報保護法が今日的役割を増していることからすると、「情報法」的な探求に今一步の努力が必要ではなかったかとの印象が強いことである。

第四に、プライバシーと刑事制裁を論じる第4章について言えば、「故意」(犯罪の認識)についてのフランス刑法全体の中での理解と位置付けが必要であるが、この点の記

述がやや平板に流れているくらいがあることである。また、フランスの予審判事の制度がわが国の司法警察主体の捜査よりも人権保障に厚いとの指摘（第7章小括）は誤解に基づくものであり、予審制度はわが国旧刑事訴訟法の下での制度に近いものであって、令状主義を前提とするわが国の現行刑事訴訟法の下での捜査よりも人権保護に厚いと軽々しくは言えないことである。

第五に、郵便通信に関してフランス法はわが国に有益な示唆を与える（第6章終節）というが、今後のわが国における郵便の公社化・郵便部門での競争導入・電気通信における一段の競争市場化によって、郵便や電気通信部門の処罰規定の趨勢をどう占うかという視点も欲しいことである。

第六に、電話傍受のうち将来の犯罪についての電話傍受の許否及び令状発付の論点に関して言えば、従来の司法警察と行政警察の区別が相対化しその法的性格付けのいかに拘らず電話傍受はより強い法規制に服すべきである、という議論に発展していくことも予測され得るが、このような観点の分析も欲しいことである。

最後に、プライバシー保護といっても対国家・自治体という側面と、私人間という側面があり、本論文は第2編を含めて前者に重点をおいて論じている印象が強い。最近の

わが国での情報化社会での新しい問題として、前者に関しては、住民基本台帳の電算ネットワーク化に象徴されるいわゆる国民背番号制の問題、後者に関しては、名簿業者等に個人情報が集積する「売られる個人情報」の問題、インターネットによる個人攻撃、中傷、サイバー・ストーカー等の新たなコンピューター通信関連の個人情報保護問題に関心が高まっている。とすれば、わが国の問題解決の議論の参考として、このような新たな問題に対して、フランスが過去にどのように対応してきたか、今後どのように対応するのかという視点も欲しいことである。

〔結論〕

以上のように本論文審査担当者としては、本論文に百パーセント満足しているというわけではないが、それでもフランスにおけるプライバシー保護とその限界に関しての全法律分野の横断的研究という思い切った野心的課題に果敢に挑戦し、読者に非常に理解しやすい記述によって極めて内容豊富な実証的研究成果としてまとめられたことに対しては、論文審査担当者一同高い評価と賛辞とを与えるものである。今後の研究課題として「ないものねだり」的に注文をつけたのも、今回の業績をステップにして今後の皆川君の更なる研究に期待するところ極めて大なるが故である

からに他ならない。

以上の次第で皆川君に博士（法学、慶應義塾大学）を授与することが正当であると審査担当者全員一致で報告するものである。

平成一〇年三月五日

主査 慶應義塾大学法学部教授 藤原 淳一郎
法学研究科委員法学博士

副査 慶應義塾大学法学部教授 平良木登規男
法学研究科委員法学博士

副査 東京都立大学法学部教授 兼子 仁
法学博士